

総務省消防庁消防団協力事業所認定報告を行います

平成19年1月1日に施行された総務省消防庁消防団協力事業所表示制度について、前橋市農業協同組合が群馬県で初めて認定されました。これに伴い、山本市長に認定報告を行います。

- 1 日時 平成31年3月15日（金）午後4時50分～5時
- 2 会場 市役所 4階市長室または応接室
- 3 受賞団体 前橋市農業協同組合

4 総務省消防庁消防団協力事業所表示制度の目的・意義

地域消防防災力の充実強化などの一層の推進を図ることを目的とし、消防庁長官が消防団活動に積極的に協力している市町村等消防団協力事業所などのうち、特に顕著な功績が認められる事業所等に対して、総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付するものです。

前橋市農業協同組合は、昨年8月23日に「前橋市消防団協力事業所」として認定され、さらに消防団活動に積極的に協力している事業所としての功績が消防庁に認められました。そして今回、県内初となる総務省消防庁消防団協力事業所に認定されました。

本件に関するお問い合わせ先

消防局総務課 企画係

電話 内線 / 81-1316・81-1317
直通 / 027-220-4504